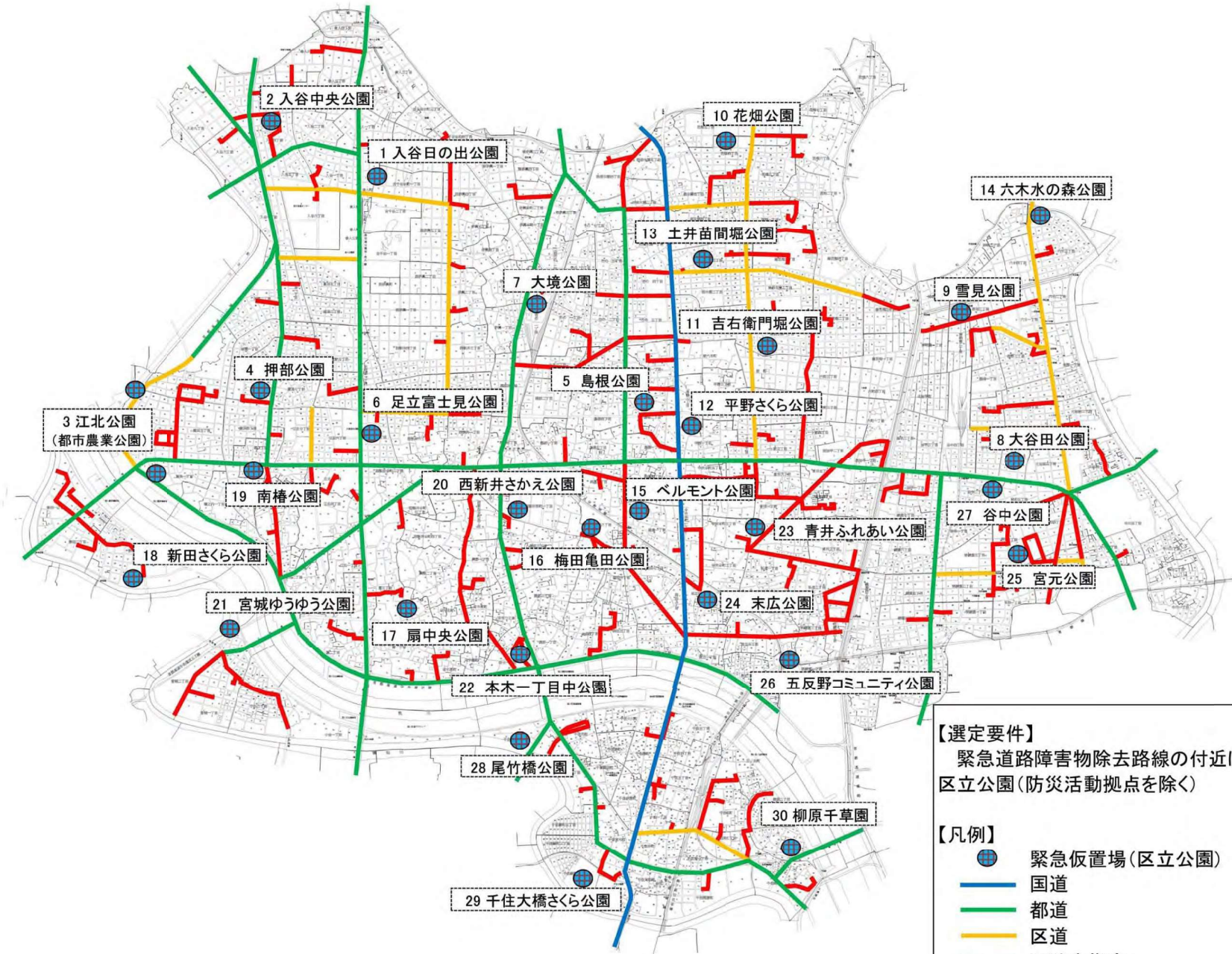


## 区民の避難行動と緊急仮置場開設までの流れ（イメージ）



項目		発災後 約1時間	発災後 約1.2時間	発災後 約2.4時間	発災後 約2.4時間以降
発 災	【区 民】 避難行動	<p>火災の危険</p> <p>一時集合場所</p> <p>町会・自治会指定の 場所へ避難（公園・学 校、神社等）</p>	<p>自宅倒壊等</p> <p>避難場所</p> <p>延焼火災により一時 集合場所が危ない場合 に、都指定の避難場所 へ集団避難（舎人公園 一帯、西新井駅西口地 区一帯等）</p>	<p>配慮が必要な方</p> <p>第一次避難所</p> <p>自宅の倒壊・火災等 の被害により、自宅で 生活ができない場合に、 区指定の避難所で生活 （区立小中学校、都立 高校等）</p>	<p>第二次避難所 （福祉避難所）</p> <p>第一次避難所で生活が難 しい場合に、区指定の避難 所で生活（福祉施設、地域 学習センター等）</p>
	【区・関係機関】 災害廃棄物処理	<p>がれき発生</p> <p>・災害対策本部等の立上 ・被害状況等の情報収集 ・道路啓開、人命救助</p>	<p>がれき処理計画</p> <p>消防・警察等による がれきの除去（道路隅、 歩道等へ一時除去）</p>	<p>がれき移動</p> <p>・がれき場所等の把握 ・がれき量の算定 ・緊急仮置場の選定</p>	<p><b>緊急仮置場の開設 （がれき受入）</b></p> <p>・区民の避難が継続 ・地域の応急対策に使用</p> <p>↓</p> <p><u>＜緊急度に応じた対応＞</u></p> <p>・適切な場所へ避難誘導 ・別な緊急仮置場を利用</p>

# 緊急仮置場候補地（区立公園30箇所）



**【選定要件】**  
 緊急道路障害物除去路線の付近にある区立公園(防災活動拠点を除く)

**【凡例】**

- 緊急仮置場(区立公園)
- 国道
- 都道
- 区道
- 区独自指定